第 871 号 統 平成25年2月18日

各関係団体の長 殿

茨城県企画部統計課長 (公印省略)

平成24年経済センサスー活動調査集計結果(速報)の送付について

各種統計調査につきましては、日頃から御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 また、平成24年経済センサスー活動調査の実施にあたりましては、多大な御協力を賜 りまして誠にありがとうございました。

さて、標記につきまして、本県分の集計結果がまとまりましたので送付いたします。また、 結果の詳細につきましては、以下のホームページでも閲覧できますのでご活用ください。

なお、今回送付した集計結果は速報値となっており、本年8月以降に予定している確報 値と異なる場合がありますのでご注意願います。

- ・茨城県(いばらき情報ネットワーク)>労働・事業所>経済センサス http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/
- ・総務省(平成24年経済センサスー活動調査 結果の概要) http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/sokuho/gaiyo.htm

(担当)

茨城県企画部統計課 商工農林グループ

冨塚, 佐藤, 山口

電話: 029-301-2656 FAX: 029-301-2669

e-mail: tokei4@pref. ibaraki. lg. jp

農 政 第651-3号 平成25年2月15日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県農林水産部長 (公印省略)

農地法関係事務処理の手引き(農地転用許可関係)及び別冊(農地等 の権利移動関係等)等の一部改正について(通知)

このことについて、農地法関係事務処理の手引き(農地転用許可関係。以下「転用 関係」という。)及び(別冊 農地等の権利移動関係等。以下「権利移動関係」とい う。)並びに農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて(平成3年4月1日付 け農管第600号茨城県農地部長通知。以下「部長通知」という。)を別添新旧対照 表のとおり改正し、転用関係及び部長通知については本日から、権利移動関係につい ては、農地法施行規則の一部を改正する省令(平成24年農林水産省令第60号、同 第61号, 平成25年農林水産省令第3号) の各施行日から適用することといたしま したので通知します。

※ 主な改正事項

- 1 「農地法関係事務処理の手引き(農地転用許可関係)」関係 茨城県農地転用制度運用連絡会における協議結果を踏まえた農地転用審査基 準等の改正(一時転用期間延長の際の留意事項整理、住宅等建築物の建設を伴 う転用面積規定の整理、露天の資材置場等に係る許可申請書に使用期間の明示 及び許可後の工事進捗状況報告徴求、再生可能エネルギー発電設備に係る許可 申請の添付書類,無線基地局における制限除外の取扱い等)
- 2 「農地法関係事務処理の手引き (別冊 農地等の権利移動関係等)」関係 農地法施行規則の一部を改正する省令(平成24年農林水産省令第60号、 同第61号,平成25年農林水産省令第3号)の施行に伴う規定の改正(相続 人に対する特定遺贈、東日本大震災の被災市町村が集団移転促進事業を実施す る場合に農地等の権利移動の制限の例外となったこと、家事事件手続法(平成 23年法律第52号)の制定に伴う規定の整理等)
- 3 「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」関係 農地埋立等における「土地所有者等の責任」及び建設発生土の「発生元証明 書」の取扱いの明確化

(農地転用関係) 一部改正新旧対照表 農地法関係事務処理の手引き

操	
「事務処理要領編」	「事務処理要領編」
第4 制限除外の農地移動届の取扱い	第4 制限除外の農地移動届の取扱い
1. 該当範囲	1 該当範囲
(2) 法5条関係 法5条第1項第7号 (規則第53条1号~16号)	(2) 法5条関係 法5条第1項第7号 (規則第53条1号~15号)
第4(補足)電気事業者及び認定電気通信事業者が行う制限除外に係る事業に 伴う農地移動届の取扱いについて	第4(補足)電気事業者及び認定電気通信事業者が行う制限除外に係る事業に 伴う農地移動届の取扱いについて
《制图除外言家当》	《制限除外蒙坐》
(Yang) ((2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7)
⑤ ①~⑤に必要な道路若しくは索道 (事業者共通)	⑤ ①~⑤に必要な道路若しくは索道(事業者共通)
(削除)	※ 恒久的に設置される道路、つまり「施設」と同等のものを指し、一時的 に設置する進入路は制限除外に該当せず、一時転用許可が必要。

前3か月以内の原本とする。) 地域 規制内容 主な適用除外 株計 1haを超える開 茶の場合は許 本林の土地の 居有 となっ た旨の事後の 居由 株計 1ha以下の開発 中請 水を の場合は届出 株を 地の所有権等 の移転等の事 前の届出 (略) (略)	-	-	極					ш		
5.月以内の原本とする。) (2) 添付書類 4. 評可申請書 4. 評可申請書 4. 評可申請書に必要を表表 (2) 添付書類 (EBPJ書類は、申請前3か月以内の原本とす (EBPJ型型は、申請前3か月以内の原本とす (EBPJ型型は、申請前3か月以内の原本とす (EBPJ型型は、申請前3か月以内の原本とす (EBPJ型型は、申請前30分配業を計 (EBPJ型型の所有を考 (EBPJ型型) (EBPJ型型の所有を考 (EBPJ型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型型型) (EBPJ型型型型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型) (EBPJ型型型) (EBPJ型型) (EBPJ型) (EBPJ型						紐				
5月以内の原本とする。) 1 日 1 中 1 中 1 中 2 年 2 上 2 上 2 上 2 上 2 上 2 上 3 上 3 上 3 上 3 上	許可申請書及び添け書類	架					# 77/3/ 14	1.		
###佐田評	•	•	43		7.5°)	\mathbb{S}	<		1. 子园乡中门田公	\ \
## 1	2	-係る参考	l			農地転用計	可申請等/2	まず、下語引うる孫之後が	こってとうこうとう	900)
18aを超える開	根拠条文 規制対象地域			規制內容	主な適用除外		根地条文	おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	抽制协会	ナジが田吟和
発の場合は許 26.6.26 02 面対象民有 発の場合は計	800			1haを超える開		森林法	第 10 条	+	元の方が一つから、	土・金週州株グト
A	の2 画対象民有	画対象民有		発の場合は許		26. 6. 26	0.2		なの場合に背番の場合に対	
15.10.1 Reく	林 (保安林を	林 (保安林を		п'			!	本 (保安林を	11.7% 口 19.11	
(1 <u>6</u> 101)	(東)	茶~/ 去 持 茶 学		茶杯の十字の				() 数		
(B) (B)<		<u> </u>		森小の工地の 所有者となっ						
第10条 地域森林計 Iha以下の開発の8 面対象民有 の場合は届出 体 (保安林を 除く) 条 (直加) (西) (田) (料	料		た旨の事後の				(追加)		
部 第10条 地域森林計 Ina以下の開発 の8 面対象民有 の場合は届出 林 (保安林を 除く)				届出					_	
(略) (略) (略) (略) (略) (10.11)	第10条 地域森林計	地域森林計		1ha以下の開発				地域森林計	1ha以下の関略	
(B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B)	の8 画対象民有	画対象民有		の場合は届出				画対象民有	の場合は届出	
(Mg) (Mg) (Mg) (Mg) (Mg) (Mg) (Mg) (Mg)	林 (保安林を	林 (保安林を						林 (保安林を		
余 第27条 保安林 保安林の解除 申請 か等によ 砂等によ る土地の 関制に関 する条例 (16加) (略) 埋立等の 規制に関 する条例 (略) (略) (略)	(>送	孫<)						一 ()		
本城県土 (通加) (略) (略) (略) (略) (15.10.1 (15.10.1 (15.10.1 (16	第27条 保安林	保安林		保安林の解除			第27条	保安林	保安林の解除	
(時) (時) (略) (略) (略) (限) (日) (日) (日) (日)				===					丰	
(時) (1970) (略) (略) (略) (略) (15.10.1 (15.10.1)	第9条 指定地域	指定地域		水源地域の土						
(時) (時) (略) (略) (略) (報) (日) (日)			_	地の所有権等			_			
大坂県土 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				<u>の移転等の事</u> 前の届出				(追)	(1)	
(略) 地立等の 地立等の 規制に関 する条例 (略) (略) 15.10.1 15.10.1						茨城県土				
(略) 埋立等の (略) (略) 規制に関する条例 する条例 15.10.1						砂等によ				
(略) 埋立等の (略) (略) (略) (略) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B		(4/8)		. (44)	(111)	る土地の				
	(日本)	(石里)		(空里)	(空)	埋立等の	(盤)	(曜)	(服)	(略)
する条例 15.10.1						規制に関				ì
15.10.1						する条例				
			\dashv			15. 10. 1				

			備	(略)												
<u>—</u>			書類の種類	(略)										•		
	幹査基準編」	② 用途別	書類の内容	9 土砂等	による農	地埋立										
	TAKE.								······							
			備水	(報)			再生可能エネルギーの固定価格買	取制度で売電する場合			回答書が出ていない場合は、今後	の見通しを確認する。				
新			書類の種類	(略)			1 経済産業省の	再生可能エネル	ギー発電設備の	認定書	2 電気会社から	の接続検討状況	が分かる書類(接	統検討の回答書	(走)	
	審査基準編」	② 用途別	書類の内容	9 土砂等	による農	地埋立	10 再生	可能工术	アギー発	電設備						
	ניזאיי															

	「審査基準編」	事業経歴書(資材置場)(農地法第4条・第5条申請書添付参考資料) 申請者(注) Example (株) ○○建設(代)○×○○ 1 (略) 2 申請地の利用計画 ①~②(略)	ო	6 許可申請書の処理 (2) 知事の処理 ア 農林事務所の処理 ① 農林事務所長専決処分のもの (略) B 転用面積が2000㎡以上の場合は「農地転用許可後の工事進捗状況について」(様式第1-7号(4))を報告させる条件を付す。
新	「審査基準編」	事業経歴書(資材置場)(農地法第4条・第5条申請書添付参考資料) 申請者(住所: ○○市○×字×△11111番 1 (略) 2 申請地の利用計画 (D~② (略)	③ 管理方法及び使用期間周囲をネットフェンスで囲い、門扉施錠。工事完了後〇年間使用予定3~4 (略)	 6 許可申請書の処理 (2) 知事の処理 ア 農林事務所の処理 ① 農林事務所長専決処分のもの (略) B 転用面積が2000㎡以上の場合並びに露天の資材置場及び駐車場等の場合は「農地転用許可後の工事進捗状況について」(様式第1-7号(4))を報告させる条件を付す。

			審査上確認する書類等	用 ら必要最小 イ育効面積) ・土地利用計画 100場合は, に限り, 従 して許可で して許可で はない。 な2500 平方
	[審査基準編]	第3 許可基準 4 転用目的別の許可基準	審査事項	(1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 敷地の形状,建物の配置等から必要最小 限度の面積であること。 ① 自己住宅 面・進入路,過少残地等を除く有効面積) とする。 ただし,公共事業の代替地の場合は, 効率的な土地利用計画のものに限り,従 前の面積の1.1倍を限度として許可で きるものとする。 (注) 市街化調整区域において,都市計 画法の開発許可との調整が整ったも のについてはこの限りではない。 (ただし,甲種農地は概ね 500 平方 メートル以内とする。)
1			審査上確認する書類等	・建物等施設の平面図・土地利用計画
兼	[審查基準編]	第3 許可基準 4 転用目的別の許可基準	審査事項	(1) 住宅等建築物の建設を伴う転用 敷地の形状,建物の配置等から必要最小 限度の面積であること。 (立) 自己住宅 ・甲種農地の場合 ・田種農地の場合 ・子れ以外の農地区分の場合 上限を概ね500平方メートル以内 は面・進入路,過少残地等を含む。)と する。 ・それ以外の農地区分の場合 上限を概ね500平方メートル(法 面・進入路,過少残地等を除く有効面積) とする。 ただし,公共事業の代替地の場合は, 効率的な土地利用計画のものに限り,従 前の面積の1、1倍を限度として許可で きるものとする。 (注) 法面・進入路,過小残地等の有数 面積以外の箇所は,一般基準「必要 世」にて必要最小限の面積を判断す る。。 ※ 市街化調整区域において,都市 計画法の開発許可との調整が整っ たものであること。

		建物等施設の平面図土地利用計画	型
	「審査基準編」	② 農家住宅 島家には農作業場等が必要なことか ら,上限を概ね1,000平方メートル (法面・進入路,過少残地等を除く有効 面積)とする(住宅に附帯し,農作業所・ 農業用倉庫が必要な場合は、別途考慮す る。)。 ただし,公共事業の代替地の場合は、 効率的な土地利用計画のものに限り、従 前地の面積1.1倍を限度として許可でき るものとする。 [注]「概ね」とは、①,②ともに1割 程度の範囲とする。	(過小残地) ()事例 1 許可対象となる場合 (申請地が農地以外の土地 に囲まれている場合) ((図 略)
		・ 土地利用計画	一
兼	審查基準編]	② 農家住宅 ・ 日種農地の場合 ・ 上限を概ね500平方メートル以内 (法面・進入路, 過小残地等を含む。)と する。 ・ それ以外の農地区分の場合 農家には農作業場等が必要なことか ら、上限を概ね1,000平方メートル (法面・進入路,過少残地等を除く有効 面積)とする(住宅に附帯し、農作業所・農業用倉庫が必要な場合は、別途考慮する。)。 ただし、公共事業の代替地の場合は、別途考慮する。)。 ただし、公共事業の代替地の場合は、別途も慮する。)。 にだし、公共事業の代替地の場合は、別途も慮する。)。 に対し、公共事業の代替地の場合は、別途も慮する。)。 に対し、公共事業の代替地の場合は、別途も慮する。)。 に対し、公共事業の代替地の場合は、別途も加りをして許可できる。 「注」「概ね」とは、①、②ともに1割 程度の範囲とする。	(過小残地)○事例1 許可対象となる場合(1) 申請地が農地以外の土地に囲まれている場合(図 略)

	審查基準編」			(追加)	2 許可対象とならない場合(申請地が周辺農地と一体利用できる場合)	(婦 図)	
				 転用を認める。 ※ B地が農地として一体利用できない場合の例・ ・ 機接地農地の耕作者がB地の耕作者がB地の耕作者がB地の耕作者がBはの耕作者がBはの料件を表現しまた。 	小黒しなり物口寺		
新	審查基準編」	(2) 申請地の隣接地が農地であるが、農地として一体利用できない場合	[光]	[農地] [農地] A B 隣接地 [公道]	2 許可対象とならない場合(申請地が周辺農地と一体利用できる場合)	(図)	

#査基準編』 (6) 砂和採取事業、土採取事業、岩石採取事業 (6) 砂和採取事業、土採取事業、岩石採取事業 (6) 砂和採取事業、土採取事業、岩石採取事業 (6) 砂和採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土採取事業、土業のついては、市町村が定められ、3年以内に農地復元しなけるおいては、市町村が定めた。1 中げ 1 2 棒込の 1 の 1 2 ・6 ・1 付 け 1 2 棒込 1 でし、1 年 1 2 ・6 ・1 付 け 1 2 棒込 1 でし、1 年 1 2 棒込 2 を入びの 1 の 2 を入びる 2 を入びる 2 を入びる 2 を入びる 3 年 2 を入びる 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3	(6) 砂和採取事業, 岩石採取事 業 (1) 一(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
土採取事業,岩石採取事 ・市町村長の意見書 I区域における一時転用に いずが定められた農業振興 ・農地復元の履行保証契約 にと及び砂利の採取を目 農地復元を担保するため 条事務に係る処理基準につ いま (1) (2・6・1付け12構改 の第6の1のウに記載され まだられているか注意す 間にられているか注意す は (1) (2・6・1付け2を担保するため を) (1) (2・6・1付け12構改 に) (2・6・1付け12構改 に) (2・6・1付け12検及に) (3・1付が定めた農業振興地域 に) (4・1付け12検渉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上採取事業,岩石採取事 国区域における一時転用に・ 町村が定められた農業振興・ でを及ぼすおそれがない 3年以内に農地復元しなけ こと及び砂利の採取を目 農地復元を担保するため 系事務に係る処理基準につ 12・6・1付け12構改 の第6の1のウに記載され 講じられているか注意す
と認められ、砂利の採取を目的とする場合、農地復元を担保するために「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12・6・1付け12構改B404号)の第6の1のウに記載されている措置が講じられているか注意すること。	

	T		
		(追加)	
	「審査基準編」		
		 ・経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書(固定価格買取制度で売電する場合) ・電気会社からの接続検討状況が分かる書類(接続検討の回答書等) 	
新	「審査基準編」	(9) 再生可能エネルギー発電設備の建設 立地基準について、現行基準に基づき以 下のとおり判断する。 ① 第3種農地の場合 原則許可。 ② 第2種農地の場合 (2) 第2種農地の場合 (3) 第2種農地の場合 (4) 大替性を検討(※)のうえ許可。 ※受光障害の有無(日照状況),地盤 の状況、送電線までの距離等 の状況、送電線までの距離等 ③ 甲種農地、第1種農地の場合 原則不許可。	

(新			
会議業育任会議員会議への農地転用許可諮問における諮問書記載及び認及いたついて - 説明事項	「墨」			「通知編」		
 ・説明事項 ・説明事項 ・説明事項 ・記載内容・説明内容 (記載例) 農地区分を記載する。 「記載例) 農地区分を記載する。 (記載例) 権用期間の記載の表現を統一する。 以下路 (記載例) 「は続例」 「は続別」 等 (記載例) 「は続別」 等 (記載例) 「は続別」 (記載例) 「は続別」 等 (記載例) 「は続別」 (記載例) 「は続別」を表及び権体の理由 (認明項目) (認明項目) (認明項目) (認明項目) (認明項目) (記明項目) (記述明確定] (記明項目) (記述明確定] (記述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解述解	考) 県農業明の取扱	会議常任会議員会議 いてついて	への農地転用許可諮問における諮問書記載及び説	(参考)県農業3 明の取扱v	会議常任会議員会議	への農地転用許可諮問における諮問書記載及び説
農地区分の記載 農地区分の記載 農地区分の記載 農地区分の記載 原用期間の 配用期間の 使用期間の 信息 (記載 (記述	記載・	説明事項	記載内容・説明内容	記載・	説明事項	記載内容・説明内容
## <u>農地区分の記載 農地区分を記載する。</u> (記載例) 農田地 甲種、1種 2種、3種 一時転用期間の 信載例) 農田地 甲種、1種 2種、3種 一時転用期間の 転用期間の記載の表現を流ーする。 記載 以下略 返帰地の得所因を記載する。 (記載後入) が農地 (記載例) 「程機(人) が農地 (記載例) 「程度(人) が農地 (記載例) 「程度(人) が農地 (記載例) 「程度(人) が農地 (記載例) 「程度(人) が農地 (記載例)」 「一般(人) が関連 (記載例)」 「一般(人) (記載例)」 「一般(人) (記載例)」 「一般(人) (記載例)」 「一般(人) (記載例)」 「一時間地の(人) (記載例)」 「一時間地の(人) (記述例)」 「一時間地の(人) (記述例)」 「一時間地の(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の機(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の(人) (別述例)」 「一時間・一世間人の(人) (記述例)」 「一時間・一世間人の(人) (別述例)」 「一時間・一世間人の(人) (別述例)」 「一時間・一世間人の(人) (別述例)」 「一時間・一世間人の(人) (別述例)」 「一時間・一世間人の(人) (別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時間、(別述例)」 「一時間・一世に、(人) (別述例)」 「一時に、(人) (別述例)」 「一述の、(人) (別述例)」 「一時に、(人) (別述例)」 「一時に、(人) (別述例)」 「一時に、(人) (別述例)」 「一時に、(人) (別述例	①~② 略			1		H
中華応用期間の 転用期間の記載の表現を統一する。	1.老欄	農地区分の記載	種, 1種, 2種,	③備考欄		(追加)
以下略 以下略 以下略 速隔地の申請人 速隔地の申請人 を所有していた ・ 職後人が外国人の場合も記載する。 原地取得原因を記載する。 を所有していた ・ 間検 ・ 間検 ・ 間検 ・ 申請地の位置、周辺の状況。農地区分 ・ 申請人の職業、業務活動 ・ 申請人の職業、業務活動 ・ 中請人の職業、業務活動 ・ 中請人の職業、業務活動 以下略 (以下階) 以下階 (以下階) は本面説明事項 (説下階) 説明項目の (説下階) ・ 申請力の状況。農地区分 ・ 申請力の状況。農地区分 ・ 申請人の職業、業務活動 ・ 申請人の職業、業務活動 (以下階 (以下階) (以下階)		一時転用期間の 記載			一時転用期間の 記載	転用期間の記載の表現を統一する。 (記載例) 「転用期間3年間」等
遠隔地の申請人 を所有していた 原因 原因 原因 中項の統一 (別院) 農地政得原因を記載する。 (譲渡人) が農地 (記載例) 選席人が外国人の場合も記載する。 (譲渡人) が農地 (記載例) 選席人が外国人の場合も記載する。 (題態) 産所有していた 原因 原因 (記載例) 来 請 原因 (記載例) 本の指令していた (記載例) 本 請 原因 (記載例) 本 請 原因 (記載例) 本 請 原因 (記載例) 本 請 原因 (記載的項目の統一を図る。 (認的項目) 本 (記載例 (認的項目) 種林一様 (記的項目の統一を図る。 (認的項目) 本 (記述的項目の (認的項目) 本 (記述的項目 (記的項目) 本 (記述的項目 (記的項目) 本 (記述的項目 (記的項目) 本 (記述的項目 (記述的項目) 本 (記述的項目 (記述的 (記述的 (記述的 (記述的 (記述的 (記述的 (記述的 (記述的		以下器			以下略	
転用目的別記載 使用目的別記載 転用目的別記載 転用目的別記載 (記載的) 事項の統一 植林→樹木の種類・本数及び植林の理由 * (記載例) 「松島光経電/きなん」 「日照不足又は周囲山林」 一一一一一一一人。本人校数(2000 × 100 枚=20 kW) (記期項目の統一を図る。 (記期項目の統一を図る。 (記期項目) ・申請地の位置。周辺の状況。農地区分。 (記期項目の ・申請人の職業、業務活動 ・申請人の職業、業務活動 ・申請人の職業、業務活動 ・申請人の職業、 ・申請人の職務、		遠隔地の申請人 (譲渡人) が農地 を所有していた 原因	農地政得原因を記載する。 (記載例)「相続」等 * 譲渡人が外国人の場合も記載する。 (削除)		遠隔地の申請人 (譲渡人) が農地 を所有していた 原因	農地取得原因を記載する。 (記載例) 「相続」等 * 譲渡人が外国人の場合も記載する。 (記載例) 「自作農財産売渡し」等
大陽光発電パネル 大陽光発電パネル (説明項目の統一を図る。 (説明項目の 共通説明事項 説明項目の (説明項目の (記明項目の (記明可用 (記明項目の (記述日本) (以下開)		転用目的別記載 事項の統一	(記載例) 植林樹木の種類・本数及び植林の理由 (削除) * (智齢例)		転用目的別記載 事項の統一	(記載例) 植林→樹木の種類・本数及び植林の理由 (*追認は記載しない) * (記載例)
共通説明事項 説明項目の統一を図る。 (記明項目の統一を図る。 (記明項目の統一を図る。 (記明項目の統一を 図表。 (記明項目の統一を 図書。 (記明項目の統一を 図表。 (記明項目の統一を 図書。 (記明項目の統一を 図表。 (記明項目の統一を 図表。 (記明項目の統一を 図表。 (記明項目の統一を 図書。 (記明項目の統一を 図書。 (記明項目の統一を 図書。 (記明項目の統一を 図書。 (記明可用の 図書。 (記明可用の 図書。 (記明可用の 図書) (記明可用の 図書) (記述日本の職業、 文書) (記述日本の						「桧500本」,「日照不足又は周囲山林」
・申請地の位置, 周辺の状況, 農地区分 ・申請人の職業, 業務活動 ・申請人の職業, (以下略) ⑤ 略	明項目の	共通説明事項	説明項目の統一を図る。	(4)説明項目の 統一	共通説明事項	説明項目の統一を図る。(説明項目)
場 ⑤ 階				J :		
	略			1		

農地法関係事務処理の手引き(農地等の権利移動関係等)一部改正新旧対照表

「事務処理要領編」	「事務処理要領編」	
第1 農地等の権利移動関係の取扱い (法第3条)	第1 農地等の権利移動関係の取扱い (法第3条)	第3条)
1 許可申請	1 許可申請	
(1) 該当範囲	(1) 該当範囲	
個人又は農業生産法人若しくは農業生産法人以外の法人が、農地等について、権利の設定又は移転をしょうアナる場合(農業生産法人以外の注入等は	個人又は農業生産法人若しくは農業生産法人若しくは農業	個人又は農業生産法人若しくは農業生産法人以外の法人が、農地等について、株割の設定又は核転をしてるしまるとすと相名(開業生産注)に対し、
	、 備心の政権を受験させる。 のの 田貸借による権利又は賃借権の設定のお)	こるのは、以来、土田石人人グアンガヘキ(パンガ)
411	(5億九四)	
び農地法施行規則第15条各号に該当する場合のほか、農地法第3条の3第一・電によるのにははははは、はないます。		
<u> 1頃により伸げ口がければらない場合である。</u> (2) 許可申請者	(3) 許可由護老	
→	(プロ・ユーロ) Hitle (特別) 単一 (特別) をの名(第2月来の 英州 電子 フィン 東 3 世界 1 分割 2 元
ŲП		1977 (1975年7月) こうほう ナジコジニット へんだされる はまれる場合には、その単独行為をする者(例えば、特定
する者(例えば,相続人以外に対する特定遺贈の場合には,受遺者及び 過言者の相続 / ▽イト遺言軸行考)	遺贈の場合には、遺言者の相続人若しくは遺言執行者)	若しくは遺言執行者)
の工においての場合において、	ウータの申請に係る権利の設定では	ウーチの由語に係ろ権利の設定及け移転に関し、当時が37権定し、共当にの
1年1月17日17日17日17日17日17日17日17日17日17日17日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日18日	/ いん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を表され、ようくがあれて、終さ」よう、中華調査学により調査がよけ、 マジュ
家事件手続法により、審判が確定し、若しくは調停が成立した場合に	(1974年の)、1974年の)、1977年の 東半の1974年の)、 第半の2年の)、 東半の3種(でし、	スキ門にはいる。 とうがい とうがい といく おしく は調停が成立した 撮合には
は、権利を取得しようとする者 (4)	権利を取得しようとする者 (1)	
4	(4) 正式中間音及O物的音級 -	
	書類	備考
	単独申請	
公正証書の写し 特定遺贈 (相続人以外に対する特定 遺贈に限る。) の場合	公正証書の写し	特定遺贈の場合
※主番刊書工作が 写し (確定したも のに限る。) 又は 審判確定証明書若 しくは調停調書の 場合 場合 しくは調停調書の		家事審判の確定又は調停が成立した場合

兼	H
事務処理要領編」	[事務処理要領編]
(10) 農業生産法人以外の法人等(法第3条第3項関係)の取扱いアーウ (略)エ 許可条件(法第3条第6項)	(10) 農業生産法人以外の法人等(法第3条第3項関係)の取扱いア〜ウ (略)エ 許可条件(法第3条第6項)
(4) 農業委員会による報告書の徴収及び整理	(1) 農業委員会による報告書の徴収及び整理
a~b (略) c 上記処理を了した場合,農地基本台帳の所定の箇所に報告内容等 を記載しておくことが望ましい。	a~b (略) (j自力n)
(11) 法第3条の2関係の取扱いウ 法第3条の2第2項による許可の取消し法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者が、 次の(ブ), (イ)のいずれかに該当する場合には、許可を取り消さなければならない、	(11) 法第3条の2関係の取扱いウ 法第3条の2第2項による許可の取消し法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者が、 次の(7), (イ)のいずれかに該当する場合には、許可を取り消さなければならない。
この場合の手続については、行政手続法(平成5年法律第88号。以下同じ。)第3章の規定により行う。※ 上記処理を了した場合、農地基本台帳の所定の箇所に取消し内容等 全記載しておくことが望ましい。	この場合の手続については,行政手続法(平成5年法律第 88 号。以下同じ。)第3章の規定により行う。※ (追加)
2 届出	
(1) 農地の権利を収得したことの届出(佐第3条の3) ア 該当範囲	(1) 農地の権利を取得したことの油出(疣乳3条の3) ア
相続(遺産分割 <u>、</u> 包括遺贈 <u>及び相続人に対する特定遺贈</u> を含む。), 法人の合併・分割,時効等の法第3条第1項の許可を受けないでした権 利取得等	相続(遺産分割及び包括遺贈を含む。),法人の合併・分割,時効等の法第3条第1項の許可を受けないでした権利取得等
エ 事務処理上の留意事項	理上の
(7)~(1) (略) (ウ) 上記処理を了した場合,農地基本台帳の所定の箇所に届出内容等 を記載しておくことが望ましい。	(ガ)~(イ) (<u>は</u> 加)

上	7000	
「事務処理要領編」	[事務処理要領編]	
様式第1-14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	様式第1-14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	
農業委員会会長 殿 〈届出者〉 住所 職業	農業委員会会長 殿 〈届出者〉 (正所 無業	
氏名	氏名	団
この届出に 係る連絡先 電話番号 ()	この届出に 氏名 係る連絡先 電話番号	
下記農地 (探草放牧地) について (遺産分割・包括遺贈及び相 続人に対する特定遺贈を含む) 洗人の合併・分割 その他(こより その他(により その他(で放得したので、農地法第3条の3	下記農地(採草放牧地) について	(合む)) 3条の3
し) 第1項の規定により届け出ます。	

13

_								
			事項を記入してください。)	口その街	!	(取得事由)	(前所有者の氏名)	
		ine LJ	るものに印(7)を付し、必要	口法人の合併・分割		(合併又は分割前の 洗人の名称)	I	
	「事務処理要領編」	1~~ (無效)	Щ.	□相続 (遺産分割・包括	遺贈を含む)	(被相続人等の氏名)	(届出者との続柄)	4~5 (略)
			要事項を記入してください。)	口その街		(取得事由)	(前所有者の氏名)	
新			るものに印(レ)を付し、必	□法人の合併・分割│		(合併又は分割前の法人の名称)		
	「事務処理要領編」	$1 \sim 2$ (語)	3 権利取得した事由(該当するものに印(レ)を付し、必要事項を記入してください。		遺贈及び相続人に対する る特定遺贈を含む)	(被相続人等の氏名)	(届出者との続柄)	4~5 (略)

「農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて」一部改正新旧対照表

2本	F-1
ı	
第1 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて	第1 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いこのいて
1 (略)	$\overline{}$
2 (本文) ~ (1) (略)	2 (本文) ~ (1) (略)
(2) 従前の作士と同等以上の土を用いて、埋立等を行うものであること。	上 上 上 に
ただし、当該土が「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関す	る土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則
る条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)」第7条第2項に規	第41号)」第7条第2項に規定する「建設業に属する事業を行う者の
定する「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の	再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成
基準となるべき事項を定める省令 (平成3年建設省令第19号) 」別表	1 5447
第1に掲げる第1種建設発生土,第2種建設発生土又は第3種建設発生	建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。以下「建
土(建設汚泥処理土(建設汚泥を中間処理した、いわゆる改良土)は除	設発生土」という。ただし、建設発生士に建設汚泥処理士(建設汚泥を
く。)(以下,「建設発生土」という。)である場合には、次のア又は	土)は含まないこと。)である
イに掲げるものに限る。	カア又はイに掲げるものに限る。)を用いて,埋立
	071/0
3 土地所有者等は、事業内容を把握した後に申請するとともに、転用事業が	(1位))
行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立等事業計画に定められたしたい事権なもでいるもな字曲的が抽屉するしょけ、当面にない事権	
1	
7, 40	
第2 農林使用許可の取扱い	第2=農油転用禁可の配扱い
]
2 添付書類	2 孫付書類
$(1) \sim (3)$ (F)	$(1) \sim (3)$ (B)
(4) 建設発生土による埋立等を行う場合は、発生土証明書(様式第4号)	()
※ 証明書に記載されている発生現場等について、必要に応じて現場確認なる生物はよる。	(追加)
3~4 (略)	3~4 (時)
第3~第4 (略)	第3~第4 (略)

15

建 指 第 1101 号 平成25年2月25日

茨城県行政書士会 会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

都市計画法に基づく開発許可等の事務に関する権限の移譲について (通知)

本県の開発行政の推進につきましては、日頃より特段の御支援・御協力を賜り厚く御礼 申し上げます。

さて,地方分権を推進し基礎自治体が自主的かつ総合的にまちづくりに取り組めるよう, 平成25年4月1日から下記の事務に係る権限を潮来市長及び東海村長に移譲することと

つきましては、開発許可の申請及び相談等の取扱い窓口が変更になりますので、貴下会 員各位に御周知下さいますようよろしくお願い致します。

記

■潮来市への移譲事務

都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務

問い合わせ先

- ・茨城県土木部都市局建築指導課(宅地担当) TEL 029-301-4732
- ・茨城県鹿行県民センター建築指導課(宅地担当) TEL 0291-33-4114
- ・潮来市建設部都市計画課(都市計画グループ) TEL 0299-63-1111 (内) 347

■東海村への移譲事務

都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務

問い合わせ先

- · 茨城県土木部都市局建築指導課(宅地担当) TEL 029-301-4732
- ・茨城県県民センター総室県央建築指導室(宅地担当) TEL 029-301-4787
- ・東海村建設水道部都市政策課(建築担当) TEL 029-282-1711 (内) 1245



監 第 950 号 平成25年2月26日

茨城県行政書士会会長 殿



建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

このことについて、平成25年2月13日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省 令(平成25年国土交通省令第4号)が公布され、平成25年4月1日から施行されるこ ととなりました。

これに伴い、建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則に基づく提出 書類について, 所要の改正が行われました。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付いたしますので、貴職におかれま してはその趣旨を十分ご理解のうえ、事務処理に当たっては遺漏なく措置されるようお願 いいたします。

事 務 連 平成 25 年 2 月 13 日

各地方整備局建政部担当者 各都道府県主管部局担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定により建設業者が作成・提出す べきとされている各事業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)の 様式等については、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に規定さ れており、その内容は会社法(平成17年法律第86号)、会社計算規則(平成18 年法務省令第13号)、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭 和38年大蔵省令第59号)、企業会計基準等に準拠して定められています。

平成 23 年 3 月に会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の制定及び その他の会計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正す る省令(平成23年法務省令第6号)により株式会社の財務諸表の作成方法が 変更されました。これに伴い、今般、平成25年2月13日付けで建設業法施行 規則の一部を改正する省令(平成 25 年国土交通省令第 4 号)が公布され、平 成25年4月1日から施行されることとなりました。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付いたしますので、貴職 におかれましては、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いいたし ます。

平成25年2月13日 国 土 交 涌 土地·建設産業局建設業課

建設業法施行規則の一部改正について

1. 背景

建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により建設業者が作成・提出すべきとされ ている各事業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)の様式等については、 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に規定されている。

平成23年3月に会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の制定及びその他の会 計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正する省令(平成23年法 務省令第6号)により株式会社の財務諸表の作成方法が変更された。これに伴い、今般、 平成25年2月13日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成25年国土交通省 令第4号)が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

2. 概要

- ① 株主資本等変動計算書(別記様式第17号)の見直し
 - ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、「前期末残高」の表現を「当期首残高」へ改める とともに、会社計算規則に則した記載要領を追加する。
- ② 注記表(別記様式第17号の2)の見直し
 - ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、注記事項として「会計方針の変更」、「表示方法の 変更」、「会計上の見積りの変更」、「誤認の訂正」を追加する。
 - ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、一株当たり情報に係る注記の記載要領に、株式を 併合又は分割した場合における記載事項を追加する。
- ③ 用語の整理(別記様式第17号の2関係)
 - ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号) と表記を揃えるため、関連当事者との取引の注記事項に係る「属性」の表現を「種 類」へ改めるとともに、記載要領に「種類」の定義を追加する。
- ④ その他
 - ・ その他所要の改正を行う。
- ⑤ 適用関係
 - ・ 本改正は、平成24年4月1日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成す べき株主資本等変動計算書及び注記表について適用する(同日前に開始した事業年 度に係るものについては、なお従前の例によることができる)。

3. スケジュール

公 布 平成25年2月13日(水) 施 行 平成25年4月1日(月)

> 詳細は行政書士会ホームページの 会員のページに掲載してあります。



東農委発第264号 平成25年3月4日

茨城県行政書士会 会長 國井 豊 様

> 東海村農業委員会会長 岩田



農地関係許可申請等の受付期間及び総会開催日の変更について

時下 益々御盛栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当村の農業行政に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東海村農業委員会では、本年4月から農地転用許可の権限移譲(2ha以下の転 用) を受けるにあたり, 茨城県農業会議常任会議員会議の開催に合わせて農業委員会総会 及び申請受付期間を変更いたしますので貴会所属の行政書士の方々へご周知くださいます ようお願いたします。

記

- ○これまでの総会開催日
 - ・毎月25日(25日が閉庁日の場合は翌開庁日)
- ○これまでの受付期間
 - ・総会当月の7日から11日(11日が閉庁日の場合は直前の開庁日を最終日とする。)



- ○4月からの総会開催日
 - ・原則毎月10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は10日以降の最初の開庁日)
- ○4月からの受付期間
 - ・総会前月の20日から25日 (受付期間内の午前8時30分~午後5時15分とし土・日曜日,祝日を除く。)
- ※権限移譲後の最初の申請書等の受付期間は4月22日(月)から25日(木)までどな ります。

※その他の総会審議案件も全て上記日程に変更となります。

【お問い合わせ先】

東海村農業委員会事務局 担当:三浦

7319-1192

東海村東海三丁目7番1号

029-282-1711 内線(1437) 電話

FAX 029-287-0479

E-mail nougyou@vill.tokai.ibaraki.jp